



静岡労働局発表  
令和2年11月18日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
室長 望月 直己  
賃金指導官 工藤 宏  
(電話) 054-254-6315

## 2業種の静岡県特定最低賃金が 12月21日(月)から改正されます

静岡労働局(局長 谷 直樹)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 篠原 光秋)から答申を受けた特定最低賃金改正に関し、下記一覧表のとおり2業種について改正決定し、11月18日に官報公示を行いました。

「特定最低賃金」とは、都道府県の特定の産業について設定されている最低賃金です。地方最低賃金審議会が地域別最低賃金(静岡県の場合、「静岡県最低賃金」のことです。)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

### 【静岡県特定最低賃金改正一覧表】

最低賃金の名称(産業名)	現行金額 (時間額)	改正金額 (時間額)	引上げ額	効力発生日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	950円	951円	1円	令和2年 12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	920円	1円	

他の特定最低賃金(「タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金(897円)」、「鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金(935円)」、「各種商品小売業最低賃金(886円)」)は改正されません。